

## 高松市建築物における駐車場施設の附置に関する条例（抜粋）

## ○駐車施設の附置義務台数の算定

	建築物の用途					
	建築物の全部を特定用途 <sup>1</sup> に供するもの		特定用途及び非特定用途 <sup>2</sup> を有するもの		建築物の全部を非特定用途に供するもの	
	対象となる延べ面積 <sup>3</sup> の規模	附置義務台数の算定基準	対象となる延べ面積の規模	附置義務台数の算定基準	対象となる延べ面積の規模	附置義務台数の算定基準
駐車場施設の附置基準 (条例第3条)	延べ面積が 2,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	(延べ面積-2,000)÷600 →切上げ台数	① 延べ面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの ② 特定部分 <sup>4</sup> の延べ面 積が 2,000 m <sup>2</sup> を超 えるもの	① (延べ面積-3,000)÷800 →切上げ台数 ② (特定部分の延べ面積 -2,000)÷600 →切上げ台数 ①、②を比較して多い台数	延べ面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	(延べ面積-3,000 m <sup>2</sup> ) ÷800 m <sup>2</sup> →切上げ台数
荷さばき駐車施設の附置基準	特定部分 <sup>4</sup> の 延べ面積が 2,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	A 延べ面積÷3,000…⑦ B 延べ面積÷5,000…① C 延べ面積÷1,500…⑦ D 延べ面積÷4,000…① ⑦+①+⑦+① →切上げ台数	特定部分の 延べ面積が 2,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	⑦+①+⑦+① →切上げ台数		

特定用途<sup>1</sup> : 条例第2条(2)に規定する建築物  
劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

非特定用途<sup>2</sup> : 特定用途以外の用途  
例) 共同住宅、診療所、介護老人保健施設(19床以下)、老人ホーム等

延べ面積<sup>3</sup> : 駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含む

特定部分<sup>4</sup> : 特定用途に供する部分のある建築物で、特定用途に供する部分  
A : 百貨店その他の店舗の用途に供する部分  
B : 事務所の用途に供する部分  
C : 倉庫の用途に供する部分  
D : 特定用途(A、B、Cを除く。)に供する部分

※荷さばき用駐車施設については、特定部分の延べ面積が 6,000 m<sup>2</sup>未満の場合、附置台数を低減（条例第3条第2項）

※荷さばき用駐車施設の台数については、附置義務台数に含むことが可能（条例第3条第3項）

※大規模な事務所（床面積が 10,000 m<sup>2</sup>超）については、面積低減の特例あり（条例第4条）

※増築又は用途変更の場合は、増築又は用途変更後の建築物を新築した場合の附置義務台数から、増築又は用途変更前の建築物を新築した場合の附置義務台数を減じた台数を附置（条例第5条）

## ○条例による駐車施設の規模（条例第7条）

	駐車施設 1台あたりの規模
駐車施設	【小型車用】幅 2.3m以上×奥行 5.0m 以上（条例第7条第1項） ただし、附置義務台数×0.3（切上げ台数）は、 【普通車用】幅 2.5m以上×奥行 6.0m 以上、 その内、少なくとも 1台分については、 【車椅子利用者用】幅 3.5m以上×奥行 6.0m 以上（条例第7条第2項）
荷さばき駐車施設	幅 3.0m以上×奥行 7.7m 以上×有効高さ 3.0m 以上（条例第7条第4項）